

## 社会福祉法人 桜花会

### 認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業運営規程

#### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人 桜花会が実施するライフケアしかた、認知症対応型生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護の事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、介護職員の職員（以下「従業者」という。）が、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護者に対し、適正な認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

#### (運営方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

- 2、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った各種のサービスを、利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択を重視しながら、総合的かつ効率的にサービスを提供する。
- 3、事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム ライフケアしかた
- (2) 所在地 福岡市早良区四箇6丁目12番41号

#### (従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者（グループホーム2ユニットの管理者と兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理、事業の利用申込に係わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従業者にこの規程を遵守させるために、必要な指揮命令を行う。
- (2) 計画作成担当者 1人（グループホーム2ユニット兼務）  
利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護職員と協

議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を速やかに作成します。

(3) 介護職員 5人以上

介護職員は認知症対応型共同生活介護入所生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たるとともに、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持のために必要な措置を講じる。

(利用定員)

第5条 事業の利用定員は1ユニット9人で2ユニット、計18人とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は原則として、年中無休とする。
- (2) 営業時間（利用受入れ時間）原則として、午前9時～午後6時までとする。
- (3) 電話等により、24時間連絡可能な体制とする。

(認知対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 生活指導及び訓練等

広義のリハビリテーションを積極的に取り入れ、且つ自主性を尊重した日常生活動作の訓練を行う。

(2) 食事の提供

利用者の趣向と健康状態を的確に把握し、食事の諸問題を検討し、バラエティに富んだ楽しい食事とする。

(3) 入浴の提供

利用者の健康状態を把握した上で、心身の衛生面及び機能面を考慮した入浴サービスとする。

(4) 健康管理

利用者の状態を的確に把握し、家族及び嘱託医等との連携を密にとり、疾病の予防に努める。

(5) その他の介護の提供

介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

(6) 送迎サービス

家族にてサービス利用開始・終了時の送迎が困難な利用者に対しては、送迎の便宜を図る。

(7) 在宅介護に関する各種の相談への対応

常に利用者や家族の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言や、その他の援助を行う。

(8) 介護教育

介護者やその家族に対し、在宅での介護方法等を専門の職員が、実習指導・助言を行う。

(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料金・その他の費用)

第8条 利用者・その他の費用について

- |   |            |            |
|---|------------|------------|
| (1) 法定代理受領分   |            | (別紙料金表に記載) |
| (2) 法定代理受領分以外   |            | ( 〃 )      |
| (3) 飲食物費  | 月額 25,740円 | ( 〃 )      |
| (4) 家賃  | 月額 65,000円 | ( 〃 )      |
| (5) 光熱水費  | 月額 27,150円 | ( 〃 )      |
| (6) その他、送迎の際の交通費等については、状況に応じ考慮し、徴収が必要となる場合については、その都度、利用者又はその家族と協議し徴収する。 |            |            |
- 2、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明した上で、支払に同意する旨の文書（署名・押印）を受けるとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 努めて健康に留意すること。
- (2) 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をしないこと。
- (3) 指定された場所以外で火気を用いないこと。
- (4) その他、管理者が定めたこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、認知症対応型共同介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的（消防・風水害・地震等）計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年2回の定期的な避難、救出訓練を行う。

(身体拘束廃止)

第12条 事業所は、緊急やむを得ない場合以外の拘束は行わない。緊急かつ一時的に拘束が行われる場合は「身体拘束廃止指針」の取決めに準じて対応する。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

(秘密の保持)

第14条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族（利用者であったものを含む）の秘密を保持する。

2、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第15条 認知症対応型共同生活介護の提供に係わる利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2、認知症対応型共同生活介護の提供に係わる利用者又はその家族からの苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3、事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。

4、事業所は、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、又は市町村が行う調査に協力すると共に、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5、事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護に係わる利用者からの苦情に関

して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(運営推進会議)

第16条 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、おおむね2ヶ月に1回以上、運営推進会議を設置する。

2、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成すると共に、当該記録について公表を行う。

(高齢者虐待防止)

第17条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、以下の必要な措置を講じる。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識、技術の向上に努める
- (2) 個別支援計画の作成等、適切な支援の実施に努める
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整備し、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める
- (4) 虐待等の発見時における、行政及び関係機関への通報を行う。
- (5) 「高齢者虐待防止指針」を作成し、遵守する。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修等の機会を設けると共に業務体制を整備する。

- 2、認知症対応型共同生活介護計画、サービス提供記録、事故発生時の記録、苦情に関する記録、運営推進会議の記録等、整備の上、完結してから原則5年間保存する。
- 3、この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人桜花会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規程は、令和04年 7月 1日から改定する。

令和06年 4月 1日から改定する。